

令和5年度第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 令和5年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和5年12月26日(火)
- 2 時間 午後2時00分から午後4時30分まで
- 3 場所 三楽集会所
- 4 報告事項 (1) 令和5年度環境教育事業の実施について  
(2) 市立公園における花の植え替えイベントの実施について  
(3) 小金井市環境賞等の実施について
- 5 議事 (1) 令和5年度保全緑地(保存樹木)の指定について(諮問)  
(2) 小金井市立公園の禁煙化について  
(3) 小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について
- 6 現地視察 (1) 貫井南みどりの森公園  
(2) 三楽の森公共緑地  
(3) 三楽公園
- 7 出席者 (1) 委員  
会 長 小木曾 裕  
委 員 松嶋 あおい  
委 員 三浦 貞夫  
委 員 笠原 謙次  
委 員 小谷 俊哉  
委 員 尾路 紀恵  
委 員 亀山 久美子  
委 員 田村 恵子  
  
(2) 事務局  
環境政策課長 岩佐 健一郎  
環境政策課緑と公園係長 小林 勢  
環境政策課緑と公園係主任 井上 英里  
環境政策課緑と公園係主任 関口 雅也

## 令和5年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長 本当に年末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

それでは、これより令和5年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。

それでは最初に事務局より、本日の会の成立について御報告をお願いいたします。

緑と公園係長 皆さん、こんにちは。事務局の小林と申します。本日の出席状況について御報告させていただきます。

事前に犀川委員、平野委員から欠席の連絡をいただいております。現時点で松嶋委員と尾路委員が遅れて到着するとの連絡があり、現時点で10名の委員のうち6名の委員に出席していただいております。したがって、緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを御報告させていただきます。

以上です。

小木曾会長 続きまして、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

緑と公園係長 事務局の小林です。配付資料の確認です。次第を御覧いただければと思います。資料下段に配付資料を書かせていただいております。資料1から資料6と、本日机上配付しました諮問書の写しの合計7点でございます。また、本審議会に関連する市の例規、関係計画も置かせていただいておりますので、御参照ください。

本日の次第は時間配分を明記させていただきまして、最後に現地視察も予定しておりますので、少しタイトなスケジュールになっておりますが、時間に沿った形で進行の御協力をお願いできればと考えております。よろしく申し上げます。

また、御意見を述べていただく際には、最初に挙手の上、お名前を言ってから御発言をお願いいたします。

以上となります。

小木曾会長 事務連絡と配付資料の確認が終わりました。御不明点はございますか。

大丈夫ですか。

特になければ、次第の2の報告事項につきまして、事務局より説明をお願いします。

前回第1回目は皆さん、非常に多くの質問をいただきまして、ありがとうございました。その時は時間も押してしまったので、今日は、各項の質問時間を設定しますが、質問をできるだけ凝縮していただいて、最後に少し時間を取りますので、最後に何かあればそちらでお願いします。また調査もありますので議事進行に御協力ください。よろしくお願いいたします。

緑と公園係主任 では、報告事項の1から3について、まとめて御報告させていただきます。手元の資料で資料1になります。

こちらが環境教育事業でございまして、小金井第四小学校の5年生が学校の近く、三楽公園で実際に集めた葉っぱや木の実を材料にしてハナズミを作るという事業でございまして。なお、ハナズミとは花や葉っぱ、木の実、野菜、果物など、植物の形をそのままに真っ黒に炭化させて作る炭のことで、除湿、脱臭、水の浄化にも効果があると言われております。

次に、森林教育事業として、中学生対象の事業です。こちらは令和4年度から始まった間伐体験、木工製作の第2弾になります。参加者11名が協力をして間伐を行ったり、今年はプランターや棚を作りました。棚は公民館に寄贈しております。

また、森林教育事業の小学生対象の事業としては、野川クリーンセンターのくるかめファクトリーにて、市内の木材を活用して、同センター内で使用するベンチを作製いたしました。

様子は、資料にある写真にてお伝えできればと思います。

次に、資料2を御覧ください。こちらは市立公園における花の植え替えイベントの実施についてでございます。こちらも継続して行っております。このイベントは、みどりの基本計画におきまして、目標実現に向け具体的な取組の一つである「みんなで取り組む」という実現のため実施しております。毎年続けて行っているイベントですが、今年度はこの緑地保全対策審議会において、平日で参加者が限られているのではという御意見をいただきましたので、実施にあたり工夫をいたしまして、平日その公園をよく利用している保育園にお声掛けをして、一緒に植え替

えを行ったり、また、土日の開催を増やして行いました。例年以上に多くの方に参加をいただいております。また、イベント当日だけでなく、植えたお花を見守りに来る親子もいるというのを、公園の美化サポーターをしている方から後からお聞きしたりしています。

開催日時は資料2の表に記載のとおりです。

次に毎年好評いただいているブルーベリーの苗木配布につきましては、今年度も梶野公園まつりと日時、場所も合わせまして行いました。こちらの配布につきましても、前回第1回の緑地保全対策審議会で、保全緑地、樹木や生け垣など、奨励制度の周知を樹木に興味ある方々に効果的に広報したほうがよいのではと御意見・アドバイスをいただきましたので、苗木配布の当日、苗木を入れた袋の中に保全緑地制度の御案内を入れて、呼びかけを行いました。

また、苗木をお渡しする際、手渡しする際に、どんなふうに育てるんですかという御質問をいただいて、それに対して梶野公園でボランティア活動をされている方々が丁寧にお答えする場面がございました。この公園でボランティア活動されている方の活動自体、また公園の魅力を伝えるきっかけとなったと思っています。

最後に資料3を御覧ください。こちらは環境賞の実施についての御報告でございます。本当はとてすてきな写真をここでたくさん紹介したいんですけども、スライドで写真をお見せしながら、私の口頭の報告に代えさせていただきます。

環境賞の絵画は今年度で3回目となり、応募総数41点、大変多くの応募をいただきました。また、これも大変すてきな作品が集まりました。さらに「身近なみどりフォトコンテスト」を今年度初めて行ってみました。こちらは前年度の緑地保全対策審議会で、もっと市内にある生け垣を知ってもらうように、何かできないかのご意見いただきましたので、生け垣を育てている方が多いので、何か周知できるきっかけがということで、生け垣を含むフォトコンテストを行ってみました。

応募総数24点ございまして、生け垣や庭について思いやコメントなどがあれば自由に御記載くださいと応募したところ、皆さま思い思いの、すてきな考えも一緒にコメントくださって、そのコメントが今スライドにも写真と一緒に出ておりますが、こんなふうにして育てていますと

いうコメントをいただいて、それを市報やホームページにも掲載いたしました。それを見た地元の新聞社からも取材を受けまして、すてきな取組ですねと好評をいただきました。

資料3について、たくさんある取り組みの中から、特に皆様からいただいた御意見、アドバイスを受け実施したものを中心に御報告させていただきました。

報告事項1から3については以上となります。

小木曾会長 ありがとうございます。何か御意見や御質問または、コメント等ございましたらお願いします。遠慮なくお願いします。

亀山さん。

亀山委員 亀山ですが、フォトコンテストは毎年実施されているのですか。

緑と公園係主任 はい。このフォトコンテストは、今年初めての取り組みです。

亀山委員 これから毎年される。

緑と公園係主任 これから毎年実施していきたいと考えておりますが、毎年同じ生け垣で集まるか分からないので、アドバイスいただければと存じます。いろいろ何か皆さんの緑化の意識につながるようなものができたらと思います。

亀山委員 生け垣もそうなんですけど、よく、まち行く人がお庭の花を御覧になっているんですね、季節ごとに。何の花だろうって関心持たれる方がいらっしゃるので、庭先の花、これもそうなんですけど、自分が自慢したい花とかがあったら、それもこんなふうに募集して載せていただいてもいいのかなと思います。本当にいい取組だと思います。

緑と公園係主任 ありがとうございます。

小木曾会長 応募作品の中で、写真とコメントで何かぜひ紹介したい作品があれば、1つか2つ紹介ください。

緑と公園係主任 今、市長賞をスライドに出します。たくさんあった中で、こちらが市長賞になりました。そのコメントが素敵でして、周りを通る方々から、よく、本当にすてきですねって声をかけられたりとかというのがコミュニケーションになっていいですということをおっしゃっていました。この方とは、市長賞の受賞のことをお知らせした後にメールでやり取りさせていただいたんですけれども、こういうのを伝えられる機会があってよかったですともおっしゃっていました。

あともう一つ、お庭の部についても市長賞をご紹介します。こちらのコメントが「バラとクレマチスと一緒に咲かせたくて」ということで、やっぱり競演させることにすごい悩みながらされていたので、先ほど亀山委員もおっしゃったように、お花、ぜひ自慢したかったんですというので、受賞の御連絡をしたときに喜んでいらっしゃいました。

小木曾会長 この方は保存生け垣に登録されていますか。

緑と公園係主任 こちらの方は保存生け垣には登録されていないです。

小木曾会長 あまり興味ないのかもしれませんが。ぜひ登録してもらおうといいかなと思います。

緑と公園係主任 せっかくなので、御案内できたらと思います。

小木曾会長 写真出品くださった人で、そういう人はいますね。

緑と公園係主任 はい。

小木曾会長 ほかにございますか。

はい、小谷さん。

小谷委員 小谷です。説明ありがとうございました。環境教育事業について幾つか。

環境教育事業は、四小で取り組まれていらっしゃるということですが、小金井には小学校、たしか9つぐらいあり、それ全部に対してやればいいんだろうなと思うんですが、もちろんマンパワーとかも大変だと思うんですが、その辺りどのような形でやられているかということと、市のホームページを見たら、環境教育授業で行っているすばらしいプレゼン資料も掲載されていていらっしゃる。今これが1つの学校でしかできないとしても、例えば動画配信するとか、ほかの学校にとかできるといいんじゃないか。

要するに、これは気候非常事態宣言を去年、宣言を小金井市が教育長さんと一緒になさっていらっしゃるわけですから、できるだけ早くこういうことは全部の、こういう森が近くない小学校でもやれるといいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

小木曾会長 御意見ありがとうございます。いかがですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。まずこの事業は四小をきっかけに、3年前から始めさせていただいております。その後、全体に広げようということで、校長会のほうに諮らせていただいた経緯がございます。その中で、昨年

度は本町小学校と東小学校、3校実施できたのですが、その後なかなか授業のカリキュラムの関係で難しいというようなことがありまして、今年度は四小だけになってしまいました。

ただ昨年度から、清里山荘の活動の中で森林教育を全小学校でやるという取組に、この事業をきっかけに広がったということがありまして、小谷委員がおっしゃるような広がりというのはもう既に見せているというところでありまして、来年度につきましては、清里山荘の森林教育と重複してしまうという学校側からの指摘もあり、環境教育事業については、環境政策課の事業としては実施しない予定です。

小谷委員        なくなっちゃうんですか。ちなみに、四小さんでやっているのは、どういう授業の区分で実施なさっていらっしゃるか。

緑と公園係長   事務局の小林です。総合の時間や図工の授業で実施されていると聞いております。

小谷委員        分かりました。授業では難しい状況があるということは分かりましたが、その課外の部分でできないか、自分でも考えてみたいなと思います。

小木曾会長     ありがとうございます。一步一步着実に進めてもらうといいと思います。

                    そのほかにありますか。

                    どうぞ、松嶋さん。

松嶋委員        遅れて申し訳ありませんでした。松嶋です。

途中で来たので、もしかして聞き漏らしていたらすみませんが、環境賞絵画のコンクールをされているということなんですが、これはコンクール表彰した後に、何か作っているとか。例えば農業祭のほうでは、野菜の絵を描いてもらって、食育カレンダーというのにしてお配りしているんですが、何か成果物として、カレンダーまではちょっとあれなのかもしれないですが、ポスターとか何かにして配るというようなことで、こういうコンクールをやっていることが周知されると思うので、何かそういうことをされているんでしょうか。

環境政策課長   事務局、岩佐です。今回環境をテーマにした絵画作品ということで募集させていただいて、結構多くの件数応募いただいて、本当にありがたいなと思っているんですけども、環境フォーラムというのが来年の3月頃に実施しますので、そこで表彰のほうはしようと思っています。その

応募いただいた作品の中で、環境賞に選出された作品を例えば今後、環境政策課において、報告書みたいな冊子を作ったりしますので、そういったところの表紙に使わせていただいたり、あと市報等でも、皆さんにお知らせしたり、まだ検討中ではありますけども、来年度から市立公園等における指定管理化がありますので、そういったところの自動販売機にも何かPRするようなこともできるかなということは考えていますので、せっかく描いていただいたものですので、上手くPRしていきたいと考えています。農業委員会のあのカレンダー、すごいすてきだなと思って、私も好きで、見ているんですけど、参考にさせていただきます。

松嶋委員 毎年関わっていて、応募数が物すごく増えて、今かなり、200とか300近く応募があるようになったんですね。だからやっぱりカレンダーになって、自分の家の子供の絵が配られるというのはすごく、多分お母様や御家族はうれしいのかなと思って、好評だということを知っているので、何かどっちかに人目に触れるような形があるといいなと思いました。

環境政策課長 ありがとうございます。検討させていただきます。

小木曾会長 アドバイスありがとうございます。ほかにもございますか。大丈夫ですか。

では、資料1から3の御説明と御意見等いただきました。

続きまして、次第3の議事として、令和5年度保全緑地の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

環境政策課長 事務局、岩佐でございます。前回の審議会におきまして諮問させていただきました案件ではございますが、保存樹木につきまして、複数本所有されている方から、指定しないとした樹木について問合せがありました。改めて現地にて職員の立会いの下、調査したところ、樹木のプレートをつけるところがあるんですけども、それが破損等によりまして損失していた樹木の存在が何本か確認されました。

したがいまして、11本の樹木につきまして追加で指定することにつきまして、本日机上に配付させていただいております諮問書のとおり、市長より令和5年度保全緑地の保存樹木の指定について、指定のほうをお願いするものでございます。

本件につきましては、委託事業者より存在しないと1回報告された際

に、所有者等に改めて確認しなかったことによりまして齟齬が生じたものでございまして、今後このようなことが起こらないように、今まで2名体制だったものからさらに広げまして、係全体で確認するよう体制強化をさせていただきました。

本日の諮問に対する審議会の答申を会長よりしていただく流れとなりますので、御理解の上、御審議いただきますようお願いできればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

小木曾会長 ありがとうございます。中身など、11本の説明は。

環境政策課長 このままよろしいですか。

小木曾会長 お願いします。

緑と公園係主任 資料の4を御用意いただければと思います。

こちらは前回の審議会で諮問させていただいたもの、変更の概要が表になっておりまして、第1回の審議会の際には、更新が294本、新規が19本の合わせて313本を諮問させていただいたんですが、精査の結果、更新が11本追加になりました。新規の本数については変更ございません。合計の324本に変更させていただきたいと思っております。

続きまして2ページ目、一覧表になります。前回の審議会の際も一覧表が見にくいというような御意見ありまして、構成を前回の一覧表から少し変えさせていただいております。審議会の中では目標数値等も追加してはどうかという御意見もいただいたところではありましたが、表の構成上、もっと複雑になってしまうため、今回の表で整理させていただいて、今後このような形で進めさせていただければと思っておりますのでございます。

続きまして、実際の変更箇所になります。

こちらの番号8番、13番、40番、50番、68番、69番、88番、次は11番、19番、23番、最後がページ飛んで6番です。以上の11本が変更になってございます。

今回変更になった理由としましては、もともと委託事業者のほうで現地調査をしていただいているんですが、樹木につけられていたプレートが劣化等により喪失しており、そもそも登録されている樹木かどうか判別がつかなかったため、1回目には伐採扱いとしてしまったところと、あとは現地に設置されているプレートがあったんですが、データ上の番

号と一致してなくて、違う樹木だと判断してしまい、伐採扱いにしてしまったというところがございます。

例えば最初の8番の樹木ですと、現地にプレートがなくて見落としてしまって伐採扱いという形になったものがございます。13番ですとか40番、50番については、プレートがなくて、1回目は見落としてしまったものとなっています。68番ですとか69番とかは、プレートは現地のほうについてはいるんですが、プレートについては更新した際に新しい番号を上から貼り付けているんですが、劣化等によってなくなってしまおうと古い番号が見えてしまって、その際に違う樹木だというところで勘違いをしてしまい、本来あるのに伐採として判断してしまったというような形になります。

ほかの88番とかについても、プレートはあるんですけど、番号が違っているというところで伐採扱いとして判断したものがございます。

小木曾会長 緑色のあの形のプレートですか。

緑と公園係主任 そうですね、この辺、反射でちょっと見にくいんですが、プレートが貼ってあって。

小木曾会長 これはくぎか何かで留めているんですか。

緑と公園係主任 くぎで打ってあったり、あとワイヤーで樹木に巻き付けてあったりですとか、本来は樹種ですとか、あと管理している番号というものが記載されております。ここの管理番号を毎年、新しい番号をつけているんですが、劣化等によって番号が剥がれてしまったりすると、古い番号が出てきてしまい、今管理している番号とずれてしまったりということがあり、見落としてしまったというようなところが大きな原因となっております。このような形で見直した結果、11本の樹木が1回目の審議会から追加になるというところで、皆様に再度見ていただければと思います。

第1回目審議した際、計7名の所有者の方が伐採扱いになったので、全員の方に再確認を取りまして、うち4名の方は伐採等、御自身でされているというところで、伐採扱いは間違いはないというところ、確認取れました。今回については計3名の所有者の方の合計11本が追加になるというところになっているものがございます。

資料4の説明としては以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。何かこれについて御質問、御意見はありますか。どうぞ。

三浦委員 三浦です。これって樹木台帳みたいなものは備えていないんでしょうか。

緑と公園係主任 台帳というのは、一覧表。

三浦委員 台帳と管理表。

緑と公園係主任 管理台帳において樹木の管理をしています。

三浦委員 測定の点の記みたいなの、位置とか出ているようなものというのは特になかったですか。

緑と公園係主任 位置図とかまでは備えてなくて。

三浦委員 保存樹木のプレートは今後も、打ち込みとかばねで留めていても、落ちるものは落ちてくるのかなというふうに思います。今だと、カメラにGPSがついている製品があるので、それで写せば位置関係がわかるそういういったもので記録したほうがいいのかという気がします。

小木曾会長 1ついいですか。だから、これは番号を更新するときに替えていかなくちゃならないんですが、1回背番号ついたら、それでずっと同じ番号というのにしておくと分かりやすいのかなと私は思ったんですが、更新するという事はプレートを替えなくてはいけないし、結構背番号が変わっていくというのがややこしくなるので、それはそういうシステムで今やっているということですね。

緑と公園係主任 今回変えようと思っているのは、その辺の番号の行き違いがあるので、今こちらで例えば写真に写っているのは18で、この18というのが何年度に指定もしくは更新をしたかというような表記になるので、今回この年度を23、2023年の23というところに変えようかと。今、委員おっしゃられたように、この418番という背番号を変えてしまうと、またちょっと分からなくなってしまうので、今回、これから更新するものについては、何年に更新したというところの番号を新しいものの上書きしていこうかなということは考えているところです。

小木曾会長 色々なやり方があると思うので、やりやすくて確実なものがいいですよ。なかなか樹木は、特定するのは簡単そうで、意外と難しいです。そこに番号があるというのが大事なので、それで今のような特に林みたいなのところだと、どれだったかなってなっちゃいますよね。

小木曾会長 その辺がないのもしんどそうで。何か齟齬がないように工夫をしていくといいと、私は思います。

ほかにございますか。

外されちゃった人には申し訳なかったですけど、おわびして、一応了解いただくということで、改めて諮問として出ていますので、追加ということで、この委員会としてはいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、これによりまして、市長から諮問のあったとおり返申することに。

では、この内容、諮問書のとおり、諮問することよろしいでしょうか。

笠原委員 ちょっと待って。

小木曾会長 どうぞ。

笠原委員 諮問するのは、この総括表は諮問するんですか。対象になるんですか。

緑と公園係主任 一応資料の一部分には。

小木曾会長 マップデータは？

緑と公園係主任 参考資料です。

笠原委員 参考資料として。そうすると、ちょっと質問させてもらいたいんですけど、表の作り方は、計画値を入れてほしいと言ったけれども、余裕がないから入れなかったということですよ。例えば保存樹木のところで見る、簡単な数字だけなので割合分かりやすいので、そこでちょっと説明していただけますか。分かる範囲だと、例えば令和5年度で保存樹木を更新したのが305本、これは下の内訳にあるとおりです。新規が19本、これも内訳にあるとおりです。解除本数というのが33本あるんですが、これは30年度に登録したものが16本解除されたということですか。

緑と公園係主任 そうですね。

笠原委員 いつ。今年解除された、30年に解除された。

緑と公園係主任 去年1年間で受けたものですね。去年1年間のうちに受けたもの。

笠原委員 受けたというか。

緑と公園係主任 申請があったもののうち、平成30年度に登録されたものが16本という形です。

笠原委員 解除本数のところですけど、30年度に登録されたものが、今年16本解除されたということですか。そして元年度に1本と、それぞれあって、トータルで33本あると、33本解除されたと。その差が、下の注意書きの、なお、指定数値全てが申請されているわけではないので一致しませんということは、これ以外に申請されなかったものがあると。

緑と公園係主任 はい。

笠原委員 申請されなかったものが、この差の数値と。

緑と公園係主任 本来は、平成30年度の昨年度指定本数341本から解除申請のあった16本を引いた325本が更新対象になりますが、その中の、実際に更新の申請がこなかった樹木もあるので、令和5年度分の更新は305本となります。

笠原委員 解除ということは、申請があって解除を了解、伐採したので解除してくださいという申し入れがあって、市としてそれを承認したということですよ。

緑と公園係主任 はい。

笠原委員 更新の申請をしないということは、また別ですよ。全部に申請してもらっているということですか、更新対象になった場合。それで更新する、しないということを確認するんですか。それはあくまでも市民のほうから、時期になったら更新させてくださいという書類を出させるわけですか。

緑と公園係主任 平成30年度に協定書を結ばせていただいた方は5年で、今年度で5年間の協定期間が満了するので、再度更新手続が必要ですよというお知らせをしています。ただ、実際に更新手続をされない方が一定数いるところですよ。

笠原委員 なるほど。その差がその人たちと。

緑と公園係主任 そうですね。

笠原委員 申請しない人がいると、更新の申請を。

緑と公園係主任 はい。

笠原委員 そうすると、そこは消えてしまうと。

緑と公園係主任 そうですね。

笠原委員 そうすると、そこで数字が合わないよ。

緑と公園係主任 そうですね、単純にこの表の数値だけでいくと、一致しませんので

表下の米印で、注意書きは入れさせていただいています。

笠原委員 未申請とかっていうのを入れると、合うということですね。

緑と公園係主任 そうですね。

笠原委員 合わないと気持ち悪いので。

緑と公園係主任 すみません。

笠原委員 次回作るときに、その辺も。何となく足して合わないとかというのが出てくると、これだけ見たら何なのか。

小木曾会長 結構複雑な表になっています。

笠原委員 複雑でね、ちょっと1回見たんじゃ分からない。私も悩んでいました。どうもすみません。

小木曾会長 ありがとうございます。極力分かりやすい、足し算があってというやつだと分かりやすいですね。工夫してください。よろしく願います。御意見ありがとうございます。

それでは、この内容で諮問させていただきます。こちらは参考資料。

では、特にないようでしたら、議事を進めます。小金井市立公園の禁煙化についてということで、事務局より御説明をお願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。市立公園の禁煙化について、資料5を御覧ください。

市立公園におきまして、たばこに関する市民からの苦情、要望というのが年々増えておりまして、昨年度は6件ございましたが、令和5年度に関しましては既に11件、苦情、要望を受けているところでございます。また、市長へのEメールという制度もございまして、市長に直接お手紙を出す制度もございまして、そちらも今年度は3件のたばこに関する意見要望を受けている状況です。特に多いのはポイ捨てが非常に多いというところで御意見いただいております。

また、市立公園は、小さなお子様も近くで遊んでいますので、子どもの近くでたばこを吸ってほしくないとか、あと市立公園を全面的に禁煙にしてほしい、喫煙マナーを注意してほしいというような内容もございます。さらに、梶野公園や栗山公園で環境美化サポーターに御協力いただいている方からも、禁煙にどうにかできないのかというような御要望もを受けている状況です。

市としましては、市立公園の美化及び公園利用者の受動喫煙防止を目

的に、令和6年10月1日から、全ての市立公園の敷地内を全面禁煙としていきたいと考えております。現在、本市のほうでは3つの公共緑地、中町四丁目公共緑地、どんぐりの森公共緑地、三楽の森公共緑地と、滄浪泉園緑地を禁煙にさせていただいているところでございます。多摩26市の他市の状況においても調査しておりまして、禁煙化している市は13市は禁煙化しておりまして、そのうち8市は全面禁煙としている状況です。その状況も踏まえまして、本市のほうでも禁煙化を進めたく、令和6年1月16日からパブリックコメントを実施しまして、様々な御意見を踏まえながら、全面禁煙化のほうに取り組んでまいりたいと考えております。

禁煙とするに当たって、市立公園条例規則の改正を3月までに予定しておりまして、4月1日以降は、指定管理者のほうで日常巡回をします。半年かけまして、禁煙とする旨の周知を指定管理者と連携しながら行っていきたいと考えております。

説明は以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。では、この禁煙化についての御意見等ありましたらお願いします。

どうぞ。

亀山委員 亀山です。禁煙だと思っていましたから、違うんだというのが驚きだったんですけども、ただ、禁煙に、これからいろんなコメントをもらって推進していったとしても、どうしても吸ってしまわれる方が吸い殻を置いていく、それを子どもが拾ってしまうという事柄がどうしても避けられないような気がするんですが、その辺どうしていくのかというのは課題だろうなと。案もなくして発言して申し訳ないんですが、指定管理業者の方が見回ってくださる、そういう事柄を強化されていくのであればいいんですけど、公園がいろんなたまり場になることもありますし、だから難しいなと。

小木曾会長 ありがとうございます。何か今の亀山委員のコメントに、事務局、お願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。前回の審議会の中でも、指定管理者が週1回、来年から全ての公園を回るというところもありますので、ポイ捨てに関しては、ごみ拾いは軽作業になるので、できるのではないかというふうに

考えています。今よりはポイ捨てが散見される状況というのは改善されるのではないかと考えていますし、市民の方からそういうお問合せも非常に多いので、指定管理者と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

小木曾会長     ありがとうございます。

環境政策課長    補足で、来年の10月1日から禁煙になります。指定管理者制度は4月からになりますので、その半年間で、巡回してもらったときに、たばこを吸われている方にお声掛けさせていただいて、10月1日から禁煙になりますので御協力くださいみたいなお声掛けもできるかなと思います。10月1日以降、禁煙になった後、もし吸われている方がいらっしゃいましたら、10月から禁煙になっていますのでという注意というか、御協力のお願いのほうもしていけるタイミング、ちょうど来年4月から週に1回の巡回が始まりますので、そのタイミングとも合致したものでやっていきたいなと思っていますので、なるべく御協力いただけるように、お声掛けも含めて、ポスターの掲示とかもする予定ですけど、両面併せてやっていきたいと思っています。

小木曾会長     ほかに何か。

小谷さん。

小谷委員        小谷ですが、まずは禁煙していることに対して、他市も含めてなんですけど、あと小金井市で予定している中で、罰則規定とか、そういったものというのは何かつけているところがあるのか、あるいはやろうとしているのか。既にやっていたらっしゃるところでは、禁煙にしているということで効果はどの程度上がっているのか教えていただければ。よろしくをお願いします。

小木曾会長     お願いします。

緑と公園係長    事務局の小林です。他市の状況につきましては、条例で規定しているところもあまりなくて、罰則規定も特段ない状況です。

効果というところは、減っているかといえば、なかなかそこはマナーの問題もあるので、周知はしているということは聞いていますし、声かけもしているとは聞いているので、減ってはいるとは思いますが、特定の方はやっぱり吸ってしまう方もいらっしゃるということは聞いてお

ります。

ほかの公共施設で禁煙にしているところというのは、小中学校が敷地内全面禁煙にしているとは聞いておりますが、どうしても路上で、敷地内は駄目なので、校門の外とかで吸われているというのはよく見る光景だというふうに聞いておまして、お子さんのほうには配慮して吸っていただいているとは思いますが、公園でもそういうことはやはり懸念される点ではありますので、そこも指定管理者と連携して近所の方の御迷惑にならないように、お声掛けをさせていただきながら周知を図っていきたいなということは考えているところです。

以上です。

小谷委員 追加で。罰則を科しているようなところはおありでしょうか。

小金井市ですと、たしか駅周辺のところは路上禁煙というふうにされているかと思うんですが、罰則など科していただけますでしょうか。できる規定か何か。例えば千代田区だと全域路上禁煙で、3,000円以下の罰金を科すこともあるとかってやったりしているんですけども、今回すぐにやったほうがいいかどうかというのは判断がつかないので、情報として知ることができればということで伺わせていただきました。

緑と公園係長 先ほどの質問の中で路上喫煙関係のところは、条例のほうで罰則つけておまして、駅周辺に関しては2,000円以下の過料を科すことを規定しています。

小谷委員 ありがとうございます。

小木曾会長 だんだん喫煙者の人は吸えるところがなくなってきましたので、そういう人たちはどこで吸っているのか。喫茶店みたいなのところも全面駄目というところも出ていますし、そういう時代なのかなと。

亀山委員 すみません、武蔵小金井の喫煙所、駅の近くの靴屋さんの隣、角のところ、あれは特に市が設けているというわけじゃなくて、任意の、どこかの私有地の方が用意していらっしゃるんですか。いつも何なのかなと思って、通って。

田村委員 あそこは小さいたばこ屋さんがあって、その角ですよ。だからたばこ屋さんの敷地じゃないんじゃないですか。

亀山委員 たばこ屋さんの敷地のスペースで、たばこさんが喫煙所を。

田村委員　　そう思っています。だから規定はできないですよ、市が禁じることは。

亀山委員　　そこは結構たくさん吸っている方がいて、それがどうということではないんですけど、ここは何なのかなと思って通っていたので。たばこ屋さん、たばこ屋さんの敷地で営業されている。

小木曾会長　　いろいろ御意見あると思いますが。  
どうぞ。

三浦委員　　三浦です。小金井市立公園、市立の公園の大きさを、一番大きいところで何ヘクタールぐらいあるのか、大きさがどのくらいなのかなと。  
といいますのは、都立公園、場所によって、吸い殻入れのところは吸えることになっている。ある程度の大きさの公園はそれができるのかと思います、市の公園は多分小さいのかなと、大きさが見えなかったのでの質問です。

環境政策課長　事務局の岩佐ですけど、資料6の4ページのところに大体の市立公園の大きさの現状みたいなものが書かれていまして、大体大きさに一番大きいところで5000平米以上の公園が7か所、次に1,000平米から5,000平米ぐらいのところは11箇所ありますので、梶野公園とか栗山公園、そこら辺が一番大きくなるのかなと思います。公園の現状ということで、大体どのぐらいの大きさのものが何%ありますよということで、参考までにちょっと今、御覧いただければと思うんですけど。

三浦委員　　ありがとうございます。

緑と公園係長　具体的に事務局の公園施設の補足をさせていただくと、1ヘクタールを超える公園というのは、上水公園、浴恩館公園、梶野公園、栗山公園の4公園です。

三浦委員　　ありがとうございます。

環境政策課長　事務局、岩佐ですけど、他市の事例とかも調べさせていただいて、三浦委員おっしゃるとおり、やっぱり大きな公園であれば、そういった喫煙所のあるところというのは可能かと思うんですけども、26市でも、ちょっと担当のほうに聞いてまいりましたら、町田市の比較的大きな公園であれば喫煙スペースもあるみたいなんです、やはりそのほかの公園につきましてはなかなかそういったスペースというのは、大きさの間

題もありますので、市立公園についてはそういうところはございませんでしたので、本市においても来年10月1日から禁煙に向けて動いていきますけども、喫煙スペースを設けるということではなく、禁煙化して御協力いただくような形で、御協力を仰いでいきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

小木曾会長 資料5の2番の中町四丁目と、どんぐりの森と三楽の森と、あと滄浪、これって先行して禁煙化になっていますけど、その理由は。何でこれを禁煙化した。

緑と公園係長 事務局の小林です。基本的に、かなり樹木の密集している緑地にして、火気を使うと非常に火災の危険性があるという観点からも喫煙は禁止を当初からさせていただいている。

小木曾会長 その観点ですね。分かりました。というところで進めて。

ではそろそろ、特に御意見なければ。ほかにございますか。

なければ、次の議事の3番、小金井市立公園の樹木管理ガイドラインについて、事務局より説明をお願いします。

緑と公園係主任 それでは、資料の6番、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について説明させていただきます。

こちら資料の1ページから4ページの途中までは前回の審議会でも説明させていただきました。大きな内容の変更はございませんが、一部、前回の審議会が出た意見ですとか、あと平仮名表記だったものを漢字表記に直したりですとか、あとその辺の体裁は整えさせていただいております。

今回メインのところになるのが4ページの5番、市立公園等の樹木の現状と課題というところからになります。

まず、5番(1)の公園の現状についてです。本市の公園の特徴としましては、300平米以下の公園が全公園数の6割以上を占めているような現状がございます。あと300平米以下の公園の4割以上が平成5年以前に設置され、設置から30年以上経過しており、樹木の老木化、高木化が進んでいるような状況でございます。

続いて、(2)番の樹木の維持管理の現状のところでございます。市立公園等の樹木の維持管理に関しての予算については、近年はほぼ毎年同額なんですけど、開発行為等によって公園数が増えていたりですとか、

人件費の高騰などによって、年々剪定等にかかる費用、本数というものが少なくなってきましたので、優先順位をつけて、限られた予算の範囲内で、可能な限り剪定できるよう取り組んでいるところでございます。しかし、樹木に関して住民の方から要望を毎年多くいただいたり、中には何年も剪定できないような状況のものもございます。適切に剪定できない樹木について、要望に応えるため強剪定したりということもあるんですが、剪定した箇所から枯れていたりとか、支障枝の発生ですとか倒木の危険性が発生したりですとか、場合によっては二重三重の経費がかかってくるというようなこともケースとしてはございます。

こちらは令和4年度の、樹木の剪定とか伐採に関する要望件数をまとめたものでございます。要望の総数としては年々増加傾向にあるんですが、6月から9月頃に要望が多いというのは毎年大体似たような傾向になっているような状況となっております。

続きまして(3)樹木の現状についてでございます。公園の設置から30年以上経過した公園で、ケヤキが多く、高木化、老木化が進んでいるとともに、小規模公園では樹木が過密化しており、公園の規模や周辺環境に配慮した植栽管理ですとか樹種の剪定が必要となっているような現状がございます。

続いて、市内で起きた倒木ですとかナラ枯れの状況について記載してございます。本市の公園は住宅街の中にある公園が多く、枯損木などの倒木により隣接する住宅への被害ですとか、道路を通行する車や歩行者への影響など、二次的な被害を生じ、損害賠償を負う事例も発生しております。ほかにも近年、森林病害虫であるカシノナガキクイムシが樹木を枯死させるナラ枯れという被害も発生しているところでございます。

倒木ですとかナラ枯れを未然に防ぐための、日常的な点検ですとか、周辺環境へ及ぼす危険を想定した未然の対応が必要となっております。資料の中には、過去5年間の倒木の本数ですとか、生じた賠償金額、あとは倒木の状況写真ですとか、ナラ枯れに関しての件数ですとか費用ですとか状況写真を載せております。

続きまして6番、公園の緑に求められる機能についてでございます。公園の緑は、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和などの環境面、火災時の延焼防止や水害の軽減などの防災面、健康運動の場や

子供の遊び場といった健康面、良好な景観形成による地域の魅力向上ですとかストレス軽減などの景観面、あとは地域の活動の場や、コミュニティの醸成などの地域活性化の面など、様々な機能を有しており、その機能を効果的に発揮させるために、機能に応じた適切な維持管理や対策が必要となっているところでございます。

こちらが緑に対して、公園の種別、都市公園ですとか児童遊園、緑地別に求められる、重視する際の機能についての表を載せているようなところです。

今年度については、課題ですとか公園に求められる機能までをまとめてまいりましたが、来年度については、今後、公園の種別ごとの状況を、直接現地のほうを見ていただきつつ、具体的な維持管理の方法等についてまとめてまいりたいと考えているところでございます。

資料の説明は一旦こちらで終わらせていただいて、また時間の関係で全公園見れるかはちょっと分らないですが、可能な限り見ていただいて、今の公園の現状ですとか樹木の現状、課題、求められる機能とか、この資料に掲載以外の点で皆様から、気づいた点とか御意見をいただければと思っているところでございますので、この後の現地視察の件、よろしく願いいたします。

一旦資料の説明としては終わらせていただきます。

小木曾会長      ありがとうございます。説明が終わりました。ただいまの説明で何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

笠原委員      笠原ですけども、このガイドラインの作成について全体的に、いつまでに作るとかという説明はありましたっけ。

緑と公園係主任    一応、資料6の1ページ目、一番最初にガイドラインの構成案として載せさせていただいたんですが、第1回目のところでは1、2、3、4を皆様に一度お見せさせていただいて、今回は5番の市立公園等の樹木の現状と課題、6番が緑に求められる機能というところです。来年度、7番の公園の樹木の目指すべき姿から、9番の樹木の具体的な管理方法というところをもう少し詳細に、皆様と検討していければと考えているところです。

笠原委員      笠原ですけど、そうすると、ここで今出ている文章とかは、そのまま

ガイドラインに書いていくんですか。

緑と公園係主任 基本的にはそうですね。なので、例えば今後振り返ったときに、前後の体裁を合わせるために文章の内容の変更とかというのは一定出るのかなと思ってはいるんですが、大枠では今まで検討していたものが載っていくというようなイメージではいるんですが。

小木曾会長 これは細かい内容があるわけですよ。一応事前に見てもらっているという前提で話が進んでいますが、5と6番を今回提示されているということです。ここで決めたから来年度直さないというわけではない、もう一回戻って直すこともある。ちょっと私も1、2、3、4の状況が思い出せないところとか、そういうのも整理していただいたというので、一通り、今までやったやつを全部挙げていますけど、最終的にそれを踏まえて7、8、9を来年度やって、仕上げて、確認すると。

笠原委員 笠原ですけど、そうすると、出来上がるのは令和7年度以降になるんですね。

小木曾会長 どうですか。その辺で一応、1回完成するんですか。

緑と公園係主任 そうですね、今考えているのは令和6年度で一旦完成。

笠原委員 完成させる？

小木曾会長 結構、私からすると、多分7、8、9って難しいことなんですよ。大変だと。

笠原委員 そうですよ。

小木曾会長 だから少し心配しているんですけど。

笠原委員 2回審議会があるわけですけども、そこで7、8、9をもんでいく、それでいろんな意見を反映させて、意見がなければいいですけども、それをまとめて、本というか、文書として作るわけでしょう。そうすると、またそれを見て、よかったかどうかということその後、我々の中でうまくできるのかなと。また6年度になってやらなくちゃいけないんじゃないですか、もしかしたら。ただこれをホチキスで留めればいいのかというわけじゃないし。

小木曾会長 現段階、皆さんにしっかり見てもらって、ここは違うんじゃないかということ。いろんな委員会、小委員会みたいなのをつくって議論してやるということもあるんですけど、これは今こういう形で進めたいというのが市の方針。

笠原さん、何か意見ありますか。頑張って作ろうって。

緑と公園係長 事務局の小林です。本来は1から9まで今年度まとめ上げたいというふうには思っていたんですが、それは市の事務負担と委員方への負担も考慮しまして、2か年に分けさせていただいています。7、8、9もかなりボリュームはあるというふうには考えていますが、ただ3か年かけてつくるようなガイドラインではないのかなというところで、7、8、9に関しては、来年度の第1回目、できれば事務局案を出させていただいた中で、一度見ていただいて、来年度の第2回目にさらに、御意見いただいた内容を反映させたものを再度見ていただく形でまとめ上げたいと考えておりまして、令和7年度からガイドラインの施行ができるような形で進めていきたいというふうには、今現時点で事務局としては考えているところです。

笠原委員 できていないということを言っているわけではないので、できるのを期待して、それでいきたいと思って。

緑と公園係長 委員の任期も2年間で同じ委員構成の中で議論した方が、内容も深めていくことができると考えております。

笠原委員 状況は分かりました。

小木曾会長 皆さん、御協力お願いします。

どうぞ。

小谷委員 小谷です。前回は質問したんですが、今回は「公園など」という、公共的な部分からガイドラインを示していこうということで、民有緑地のことについては、私、前回少し強調してお話ししたかと思いますが、まずはということでもいいんですが、これ、一個一個の形態とか状況、規模とかに応じたガイドラインをつくろうといったところですが、一方で気になるのは、民有緑地も含めた周辺の緑との連携とか、市全体でのネットワークということで考えたときの緑としての観点も必要ではないかということなんです。

例えば資料6の3ページ下の表の中に、みどりの基本計画の一番下のポツで、市域を東西南北につなぐ緑の軸を形成するために、緑の軸の周辺の公園などについては、生物多様性の確保や生態系ネットワーク形成を考慮して植栽管理を図ると、うたわれているんですが、これはこれでよいことですが、軸だけじゃなく、全面的に、今もう本当に地球規模で

沸騰化していると言われていたところから考えると、できるだけ緑は何らかの形で残して、温暖化軽減するといったことが必要だと思います。このネットワークは重視しましょうといったところで、隣接する地区、土地との関係も丁寧に考えていったほうがいいのかと思っております。

例えば資料6の6ページだと、民家に近いためぶつ切りにされた樹木は民家が隣にあるから、そこから越えないようにしようという配慮がなされている。公物を管理される行政からすれば、どうしても民家に入っていないようにということを気にされていらっしゃるといったところは分かるんですが、それがもしも隣接地の方の了解が得られるとか、コミュニケーションがうまく図れるような公園などの管理ができるのであれば、話を丁寧に進めながら、越えてもある程度許容されるようなものもあってもよいと思います。市が管理する区域の中だけで全部完結しようということではなくて、もっと面的なこととか隣接する部分の緑とかということも考えながら、このガイドラインを考えていく必要があるかなというふうに思って、気になったので、発言させていただきました。

小木曾会長      ありがとうございます。何かコメントございますか。

私の方からいいですか。

私自身も、もともとそういう行政をやっていて、やっぱり公園なら公園の隣地の人と会う部分というのは結構皆さん苦勞しているんですね、相手方というか、隣地の方。その配慮の仕方というのは結構重要で、個々にみんな違うわけなんですけども、その辺がうまく整理できるのかなと思って、コミュニケーションの取り方とかいろいろあるんですけど、そこをここにどこまで書けるかは別として、それを意識することは大事だと思うのと、もう一つは、多分どの市もそうだと思うんですけど、当時造った公園が、結構年数がたっていて、小さな木が大木化しているんです。

大木化になるのはとてもいいことで、生物多様性、いろいろいいんですけど、それが多過ぎた状態で競合しながらあるとか、そういうところに結構いろいろ問題があって、今度それを数本切るとなると、切ったほうが、ほかの木がよく育っていつている状況もあるんですが、それを嫌う方もいる。

その辺のバランスの取り方というのが非常に難しく、その辺のルールというか、やり方のいい方法が取れると、市としても樹木の管理の数が減ってきたり、それから予算的にも少なくなる、結果的に公園の形態もよくなって、隣の方とか、公園自体も使いやすくなる。そのバランスが結構難しいことなんですけど、それをトータルで考えなくちゃいけないので、結構その辺がうまく小金井市が発信できるようないいものができるといいかなと思っています。

小谷委員 おっしゃるとおりです。

小木曾会長 そういう感じですよ、多分。

小谷委員 ええ。非常に大変難しいことだと思いますが、あえてここで質の高い、小金井らしい緑ということを目指ようというか、頑張ろうといった立場からすると、そこは何らかの形をこれから考えてトライしていくといったところが必要かなと。来年から来られる指定管理者さんとか、私は環境市民会議という場にいますけれども、そういった人たちが呼びかけたり知恵を出したりするという事は考えていくべきだなというふうに思います。

小木曾会長 現在3時22分で、予定の3時20分を3分過ぎました。多分御意見たくさんあると思うので、この後現地視察をしながら見てもらって、その場でいろいろ御意見いただくのもいいんですが、改めて、例えば今後つくる上でこういうことを考えたらどうですかとかいうことがあれば、どなたにメールすれば。

緑と公園係主任 関口宛てにお願いします。

小木曾会長 関口さん宛てにメールするとかでやるといいと。多分現地へ行って、見て、また戻ってくる時間がないので、1回皆さん持って出て、見てもらって、そのまま解散しようということになっているので、そういうやり方がいいと思う。でも、この場でどうしても御発言しておいたほうがいいかなという人がいれば、ぜひ。

どうぞ。

三浦委員 今回のガイドラインの視点として入れていただけたらと思うのが2つあります。1つが不健全な樹木の更新、伐採、特にこういった市の公園の規模だと出てくると思うので、必ずそれに触れていただきたいなど。今、木を切つてはいけないという話が行き過ぎているように感じること

があります。施設の管理ではどうしても切らなきゃいけない不健全な樹木が生まれることがあります。例えば根株などの空洞率とかを見て、やっぱり風で倒れる可能性もあるから、50%空洞あったら切るのが一つのベースですよみたいな、不健全なものは切って更新させていくという指標、視点を持っていただきたい。もう一つは、開発に伴った提供公園が出てくると思いますが、その公園のどの場所に木を植えるかによって将来的な樹木がどうなるか推測できると思います。例えば昭和39年の東京オリンピックのときに国道20号に植えたケヤキの木、あれがどうなっているかを見ると、歩道の真ん中に木があって、歩けなくて、自転車もぶつかって、どうしましょうかということが問題になっているように、どこに植えるかによって、そういったものが防げるという視点もどこか触れておいていただけたほうがいいのかなと思ひまして、すみません、長くなって。発言させていただきました。

小木曾会長　いえいえ。私がさっき話させていただいたこととかぶっているところがあると思いますが、どの市も苦勞しているんですよ。ルールができて、なかなかできなくて、その辺がうまく表現できると、私もいいと思いますので、ぜひ対応していただきたいと思います。

ほかに何かございますか。大丈夫ですか。結構来年度チェックしなくちゃいけないところがいっぱい出てくると思ひますので、できるだけ早めに作って、皆さんに見てもらおうとか、いろいろ工夫してもらって。

では、この件はこれでまとめるということで、事務局、次の現地調査の説明をお願いします。

緑と公園係主任　この後、お時間がどれくらい取れるか分からないんですが、隣接している三楽公園ですとか、その南側にある公共緑地ですとか、あと可能であれば、こちら来ていただく連雀通りのすぐ北側にも1か所、すぐ近くに開発によって提供された公園が、小さい公園があるんですけど、一応3種類ぐらい、可能であれば見ていただければと思ひております。時間によって全て回れないかもしれないんですが、一応3か所ぐらいは見て回ればいいなと思ひてございます。

それぞれ見ていただいて、また現地行った際に、こういうところを見ていただきたいというところについてはそれぞれの場所で御説明させていただければと思ひますので、すみませんが、よろしくお願ひいたし

ます。

小谷委員 最後に質問ですが、全体的な。次年度というか、年間2回の審議会だ  
と思うんですが、今年は10月、12月と、かなり偏って連続したよう  
な感じがしますが、来年はもう少しバランスよくというか、期間が空  
いて行われるのか、この辺りスケジュールをあらかじめお示しいただけ  
ると、それなりの準備もできるかなと思うので、今分かっていることを  
お知らせいただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

小木曾会長 お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。例年、1回目は8月、2回目は12月に開催して  
いますので、来年度は、例年のとおり開催させていただければと考えて  
おります。

小谷委員 分かりました。

緑と公園係長 よろしく申し上げます。

小木曾会長 では、現地に行くということで、暖かい格好をして出ましようか。

(現地視察)

緑と公園係主任 こちら三楽公園、都市公園の市内にある11公園のうちの1か所  
になります。市の公園の中では比較的大きい公園になっております。  
面積としては大体3,400平米程度の公園となっております。  
学童が隣接であって、例えば小さいお子様が毎日のように放課後使われ  
たりですとか、あと定期利用団体でグラウンドゴルフの御利用ですと  
か、少年野球でも定期利用されているような、比較的用户数の多いよ  
うな公園となっております。

こちらの樹木、重点的に見ていただきたいのは、先ほど議題でも出た  
んですが、やっぱり隣接地付近の樹木、どうしても越境、一部していた  
りですとか、公園の中でも大きいところなので、予算等は比較的、公園  
の中ではかけられている公園にはなっているんですが、それでもちょっ  
と管理が行き届かなかつたりという点もあるので、こういう公園におけ  
る課題ですとか、もっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、その辺  
で皆様見ていただきつつ、樹木の考え方とか、その辺で御意見をいただ  
ければ非常に助かります。

参考までに資料のほうで樹木の現状の位置をお渡しさせていただきました。  
参考に見ながら、現地のほうを見ていただくと助かります。

見ていただいて、気づいた点、その都度でも結構ですし、先ほど申し上げたように、まとめて後で御連絡いただいても構いませんので、皆様のほうで気づいた点等あれば、後で教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

小木曾会長　　今この公園だけど、あと2つ、見る予定ですよね。

緑と公園係主任　　こちら三楽公園に隣接して、三楽の森公共緑地というのがございます。あと、道路挟んだ北側に、このマンションのもう少し北側になるんですが、開発によって提供公園がすぐ近くにあるので、行く予定です。

小木曾会長　　もしあれだったら、先にあっちの公園行ってから、こっち見ていただいたほうがいいかもしれないね。

緑と公園係主任　　承知しました。では皆さんと一緒に貫井南みどりの森公園へ移動します。歩いて1分ぐらいで着きます。

緑と公園係主任　　皆様に資料をお渡しして説明いたします。

こちらが平成18年に、こちらのマンションの開発に伴って提供された、大体160平米ぐらいの、比較的小規模な公園になっております。先ほどちょっと説明させていただいたんですが、市内にあるような小規模公園というのが結構、こういう開発によって提供された公園というのが比較的数量が多いです。こちらも年間の管理委託と申しまして、公園の清掃ですとか落ち葉の清掃とかというのは年間の委託の中で2、3回、公園によって回数は変わるところです。

見ていただくと、こういうところで道路際だったり隣地とのところで結構樹木が大きくなってしまって、ただ管理できずに皆さんのところもかけたりというようなところが多いような公園というのが現状としては市内では多いかなと。そういったところで、こういう公園の課題、樹木の課題ですとか、どういうことに気をつけていくといいだとかですと、皆様の視点で見ていただいて、気づいた点、あとはガイドラインに書いてある課題ですと求められる機能とか、保全の状況だとか御意見をいただければと思います。

見ていただいて、後日でも構いませんので、また家に帰って思い出したりしたら、その都度で結構ですので、御意見をいただければ

と思います。

緑と公園係主任　こちらは、三楽の森公共緑地と申しまして、開設が平成4年5月、面積が6,040平米程度です。東京都の保全緑地として指定され、東京都から使用許可を受け、市が管理している緑地となっております。こちらの緑地は、一般開放しております。

緑地は樹木も多く、その分、高木化した樹木も多くあります。年間の委託でも数本は剪定しておりますが、数が多く、職員が対応できない高さの樹木も多く残されています。全ての樹木を定期的に剪定するということは難しく、必要最低限の手入れをしているという状況です。先ほどの公園同様に現況を見ていただき、御意見をいただきたいと思います。

### 現地3：三楽公園

緑と公園係主任　では、最後の公園になりますので。先ほども1回御説明させていただいたんですが、こちらが三楽公園と申しまして、開設が昭和57年9月で、面積としては大体3,400平米程度です。市内の公園の中では比較的、定期利用ですとか、あそこにある学童の関係で子供たちの利用とかというのが比較的多い公園になっております。

今見ていただいた緑地とも一部隣接している公園になっております。同じように、隣接のところを皆様で見ていただき、ご意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(現地視察後)

小木曾会長　ありがとうございます。それでは、今何か御意見等ないようでしたら、本日の議事は全て終了いたします。

— 了 —